

国立大学法人京都大学ネーミングライツ事業者募集要項

国立大学法人京都大学（以下「本学」という。）は、国立大学法人京都大学におけるネーミングライツ事業に関する規程（令和6年3月12日総長裁定制定）に基づき実施するネーミングライツ事業に関し、ネーミングライツパートナー候補者となる法人、法人以外の団体又は法人等により構成された団体（以下「事業者等」という。）を以下のとおり募集します。

なお、本公募においては、国が進める地方創生の推進や地域活性化に資するため、本学とのエンゲージメント強化を通じて地域に根差した新たな地域貢献を共創できる事業者を募ります。あわせて、総合博物館の役割である学術標本資料の保全・研究活動を深く理解し、その運営に賛同・協力いただける提案を重視いたします。

1. ネーミングライツ事業とは、

契約により、本学が事業者等に対し、本学の所有する施設、スペースその他の財産（以下「施設等」という。）に対し、事業者等の名称、商標名及びロゴ等（以下「別称」という。）を設定する権利（以下「ネーミングライツ」という。）を付与し、ネーミングライツを付与された事業者等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）から、その対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得て、施設等の運営、維持管理等に要する費用の一部に充てる事業をいいます。

2. 募集期間

令和8年6月19日（金）～ 令和8年6月30日（火）

3. 対象施設

総合博物館1階 エントランスホール

4. 条 件

①契約期間：3年以上5年以下

②ネーミングライツ料：年額1,980,000円以上

（消費税及び地方消費税込）

③契約可能な施設数を1事業者等につき2施設までに制限します。

5. 応募資格

ネーミングライツパートナーとなることを希望する事業者等。

ただし、以下の各号のいずれにも該当しない事業者等が応募できるものとします。

① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風俗営業法」という。）第2条に規定する風俗営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの

② 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない者

③ 社会問題をおこしているもの

④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から、

5年を経過しない者の統制下にあるもの

- ⑤ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営むもの
- ⑥ 賭け事に関する業種に属する事業を行うもの
- ⑦ 政治団体
- ⑧ 宗教団体
- ⑨ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っているもの
- ⑩ 国税、地方税等を滞納しているもの
- ⑪ その他ネーミングライツ事業を実施する事業者等として適当でないと認められるもの

6. 別称について

ネーミングライツ事業の対象となる施設等（以下「対象施設等」という。）に、以下のいずれかに該当する別称は使用することができません。また、対象施設等の正式名称は変更せず、契約期間中、別称を変更することは原則としてできません。

- ・ 法律等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- ・ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ・ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- ・ 特定の政党又は政治団体の宣伝に関するもの
- ・ 宗教の宣伝又は布教活動に関するもの
- ・ 個人、団体又は組織等の名誉、信用、正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるもの
- ・ 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- ・ 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
- ・ 風俗営業法第2条に規定する営業に関するもの
- ・ 貸金業法第2条に規定する貸金業に関するもの
- ・ たばこの広告及び喫煙を促すもの
- ・ 社会問題の主義及び主張に関するもの
- ・ 詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
- ・ 集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
- ・ 本学の名誉又は信用を損なうおそれのあるもの
- ・ その他使用する別称として適当でないと認められるもの

7. 別称の表示等

- ① ネーミングライツパートナーは、対象施設等に別称を表示し、また別称のサイン及び看板等（以下「サイン等」という。）を設置することができます。なお、別称サイン等の設置場所及びその数については、対象施設等を管理する部局等が事業ごとに定めます。仕様（デザインや大きさ等）等については、本学と協議が必要です。別称のサイン等の設置、修繕等及び契約終了時の原状回復に必要な費用はネーミングライツパートナーの負担とします。
- ② 本学は、本学の広報誌や公式ホームページ等を通じて、対象施設等の別称の普及に努めるものとします。
- ③ ネーミングライツパートナー自身もネーミングライツパートナーであることをPRすることができます。
- ④ 試験等を行う際には、一時的に別称のサイン等を隠す場合があります。

8. 応募方法

(1) 提出書類（各1部）

- ① ネーミングライツ事業提案書
- ② 対象施設等での具体的なサイン等の掲示概要
- ③ 事業者等の概要を記載した書類
- ④ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- ⑤ 事業者等の登記事項証明書（発行3ヶ月以内のもの）
- ⑥ 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- ⑦ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書類

※ ①ネーミングライツ事業提案書の「応募の趣旨」欄には、ネーミングライツを希望する理由をご記載ください。また、対象施設等との親和性（事業内容、寄附又は産学連携等の実績）、地域貢献の実績（事業者等の京都府下でのCSR活動等）があれば、その内容をご記入ください。

(2) 締め切り

2026年6月30日（火）12:00

(3) 留意事項

- ① 応募に要した経費は、全て応募者の負担とします。
- ② 必要に応じ、追加資料の提出が必要な場合があります。
- ③ 応募書類は返却しません。
- ④ 応募書類は必要に応じて複写します。
- ⑤ 応募書類は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）等の法令の規定又は捜査機関の開示要請に基づき開示する場合があります。

(4) 提出先

〒606-8501 京都市左京区吉田本町

国立大学法人京都大学 施設部プロパティ運用課企画調整掛

TEL: 075-753-2326

Mail: 810kikakutyousei@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

9. 選定方法

本学が設置するネーミングライツパートナー選定委員会において、応募資格、別称の案、及びネーミングライツ料を含むネーミングライツ事業提案書の内容を総合的に審議してネーミングライツパートナーの候補者を選定します。最終的には、選考委員会の選定の結果の報告を受けた総長が、当該報告をもとにネーミングライツパートナーを決定します。なお、応募者が1事業者等のみの場合も、ネーミングライツパートナーとしてふさわしいかどうかを審査します。

10. 選定結果の通知、公表

選定結果は、全ての応募者に文書にて通知します。審査の結果、選定基準を満たす者がいない場合には、ネーミングライツパートナーを選定しないこととします。また、正式に後記11.の契約を締結した後、その事業者等の名称、施設等の「別称」等について本学の公式ホームページ等で公表します。

11. 契約の締結・更新

本学は、ネーミングライツ事業採用を通知した事業者等と「国立大学法人京都大学ネーミングライツ事業に関する契約書」を締結します。契約期間の更新を希望する場合、ネーミングライツパートナーは契約期間満了日の3ヶ月前までに、所定の手続に基づいてその旨を申請してください。ネーミングライツパートナーから契約更新の申請があった場合には、1回に限り契約を更新する場合があります。なお、契約更新については、ネーミングライツパートナー選定時の規定を準用して決定を行います。

1 2. ネーミングライツ料の納付

本学が発行する請求書により定められた期日までに、指定口座に振り込んでいただきます。

1 3. 契約の解除

次のいずれかに該当する場合には、契約を解除することがあります。

- ① 請求書により定められた期日までにネーミングライツ料の納付がなかったとき。
- ② ネーミングライツパートナーの社会的信用を損なう行動等により、本学の名誉又は信用が損なわれるおそれがあると認められるとき。
- ③ ネーミングライツパートナーが応募資格を満たさなくなったとき。
- ④ ネーミングライツパートナーが、破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続開始の申し立てを行ったとき。
- ⑤ ネーミングライツパートナーから契約解除の申出があったとき。
- ⑥ 本学の都合により、対象施設等を取り壊し、使用不可又は維持管理が困難となったとき。

また、ネーミングライツパートナーの都合によりネーミングライツ事業の継続が困難となった場合には、契約の解除を申し出ることができます。契約の解除を申し出ようとするときは、契約解除の1ヶ月前までに、所定の手続により申し出ることが必要です。なお、一旦納入されたネーミングライツ料は原則として返還しません。

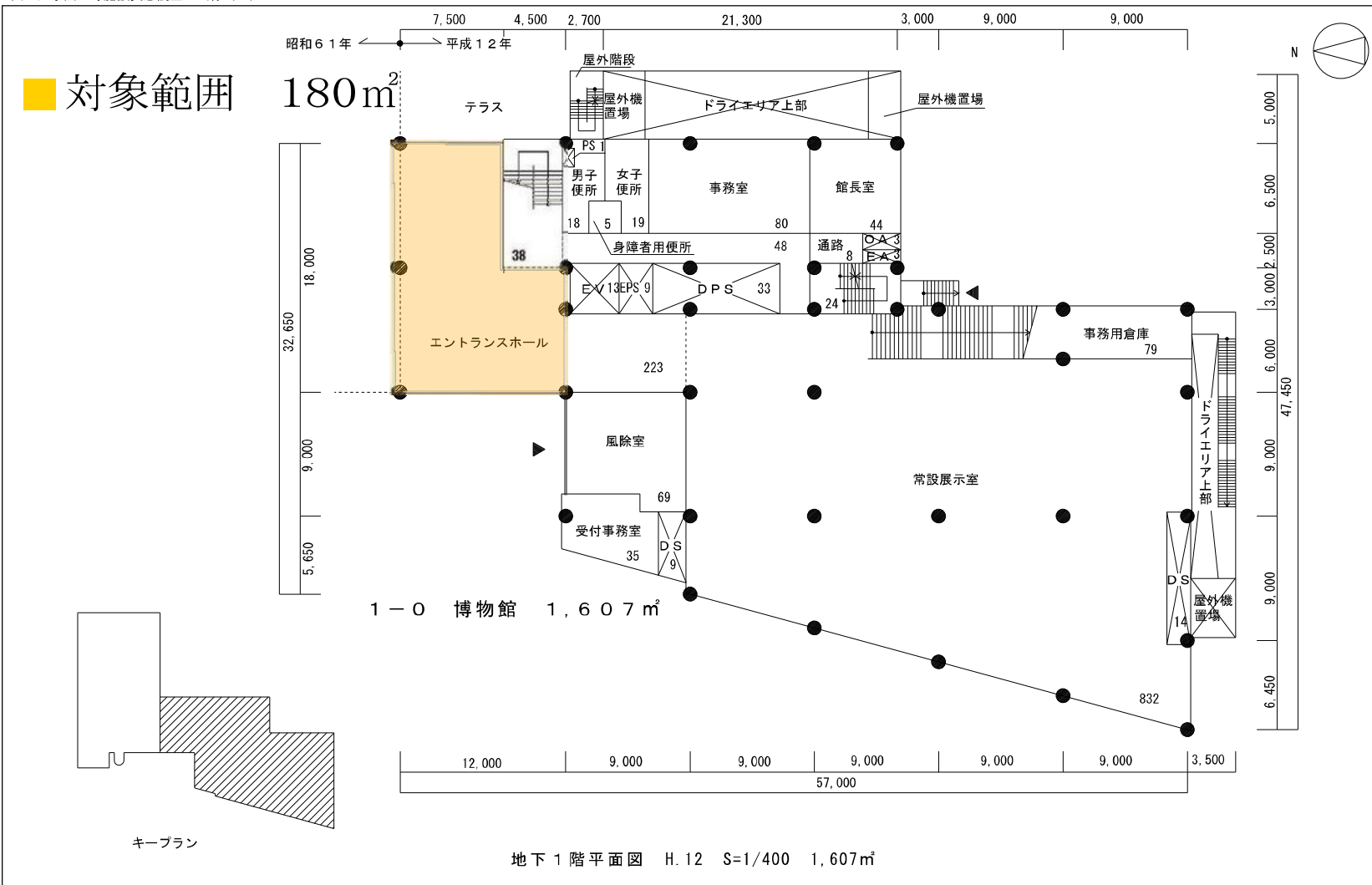
1 4. その他留意事項

- ・現地確認を希望する場合は、必ず提出先に連絡し日程調整を行ってください。
- ・その他詳細については、国立大学法人京都大学におけるネーミングライツ事業に関する規程、及び契約書（案）に定めるとおりです。契約書（案）について、配布を希望する場合は上記提出先までご請求ください。応募に際しては、これらの内容を十分にご確認ください。

棟別平面図

学校番号	学校名	団地番号	団地名	棟番号
0280	京都大学	001	中央団地	184

国立大学法人等施設実態調査 (様式3)



整理番号	3-184-10
------	----------